

騒音・振動に係る特定施設の届出の注意点

①上位の法令に該当するものがある場合は、県条例または市条例の届出は不要です

届出には、法律によるもの、県条例によるもの、市条例によるものがありますが、一覧表の「法律」の施設がひとつでもあれば、「県条例」、「市条例」の施設がいくつあってもそれらについては、届出は不要です。「法律」の施設のみ届出してください。県条例と市条例の関係についても同様です。(騒音と振動は別々で考える)

【例】30.0 kWの圧延機械（法律の規模に該当）が1台と7.0 kWの空気圧縮機（県条例の規模に該当）が5台、3.0 kWの空気圧縮機が3台あった場合、届出が必要なのは、法律の規模に該当する30.0 kWの圧延機械だけです。

②圧縮機の種類に注意してください

騒音規制法及び市条例では、届出の対象を「**空気圧縮機**」に限定しています。GHPエアコン等の圧縮機の場合、圧縮の対象は空気ではなく冷媒ですので、届出は不要です。振動規制法、県条例では空気圧縮機に限定していませんので届出が必要です。

また、各種機械の原動力などとして組み込まれている圧縮機についても、届出の対象となります。

【例】GHPエアコンの室外機に組み込まれている13.5 kWの圧縮機について

- ・騒音については「県条例」に基づく届出となり、振動については「振動規制法」による届出となります。